

八尾市庁舎低圧分電盤主幹ブレーカー取替修繕業務委託契約書

1	業務名	八尾市庁舎低圧分電盤主幹ブレーカー取替修繕業務							
2	履行場所	所在地 八尾市本町一丁目1番1号 施設名 八尾市庁舎本館							
3	履行期間	契約締結日から令和8年1月31日まで							
4	契約金額			百万			千		円
	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額								
	(注) 「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、契約期間中に税率が変更された場合は、その税率により算出した消費税及び地方消費税に変更し、発注者が負担するものとする。以下同じ。								
5	契約保証金	約款第●条第●項第●号適用							
6	適用除外条項								

上記の業務委託について、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項（適用除外条項は、上記6のとおり）によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市

代表者 八尾市長 山本 桂右 印

受注者

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書（質問回答書を含む。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び仕様書を内容とする業務委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の業務を契約書記載の履行期間内に完了し、発注者は、その契約金額（以下「業務委託料」という。）を支払うものとする。
 - 3 受注者は、この契約の履行に当たっては、常に善良なる管理者の注意をもって履行しなければならない。
 - 4 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承認及び解除は、書面により行わなければならない。
 - 5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
 - 6 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
 - 7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
 - 8 この約款及び仕様書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
 - 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

(契約金額の内訳等)

第2条 契約金額の内訳は、次のとおりとする。

金 ●●●円

(うち消費税及び地方消費税の額 金 ●●●円)

- 2 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対し書面により業務の内容を変更することができる。この場合における業務の内容は、発注者と受注者とが協議のうえ定めるものとする。

(契約保証金)

- 第3条 受注者は、この契約と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
- 一 契約保証金の納付
 - 二 契約保証金に代わる担保となる発注者が認めた有価証券等の提供
 - 三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを証する銀行又は発注者が確実に認める金融機関等の保証
 - 四 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、業務委託料を1年当たりの額に換算した額（以下「1年当たりの契約額」という。）の100分の10以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証

は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

- 4 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の1年当たりの契約額の100分の10に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務譲渡の禁止)

第4条 受注者は、この契約により生じる一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供してはならない。

(再委託の禁止)

第5条 受注者は、この契約に定める業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務全体に大きな影響を及ぼさない一部の業務について、あらかじめ発注者の文書による承諾を得たときはこの限りでない。

- 2 受注者は、前項の規定に基づき、発注者の承諾を求める場合は、再委託の業務名、再委託期間、再委託先、再委託業務に携わる業務従事者の氏名、業務場所、再委託理由を記載した文書を発注者に提出しなければならない。また、内容の変更を行うときには、事前にその旨を文書で提出しなければならない。
- 3 発注者は、前項の文書による申請が提出されたときは、委託業務の履行において必要と認められる場合に限り、再委託を承諾するものとする。
- 4 受注者は、前項の承諾がなされて業務の再委託を行うときは、この契約の定める受注者と同一の義務を再委託先に継承させるものとし、万一事故等が発生した場合は、受注者の責任において処理するものとする。
- 5 前4項の規定が遵守されていないと認められる場合、発注者は受注者に対し、再委託先との契約解除を求めることができる。
- 6 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

(下請負人等の使用制限)

第6条 この契約に定める業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとする場合において、受注者は、暴力団員（八尾市暴力団排除条例（平成25年八尾市条例第20号。以下「条例」という。）第2条2号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団密接関係者（条例第2条3号に規定する暴力団密接関係者をいう。）に該当する者及び八尾市入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者並びに八尾市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等排除措置を受けている者を下請負人等としてはならない。

- 2 発注者は、条例第8条第1項第7号に基づき、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、この契約を解除する。
- 3 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

(作業員の指揮監督及び法令上の責任)

第7条 受注者は、本業務に従事する作業員（以下「作業員」という。）を指揮監督し、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他関係法令を遵守するとともに、これら法令上の一切の責任を負い、かつ、責任をもって労務管理を行うものとする。

2 受注者は、事業主として、業務遂行に伴い発生した財産上、法令上のすべての問題について責任を負うものとする。

(個人情報の保護)

第8条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第130号）その他関係法令を遵守するとともに、この契約に基づく業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、万全を期すものとする。

(秘密の保持)

第9条 受注者は、この契約によって知り得た事項を第三者に公表または漏洩してはならない。また、業務遂行上不必要な場所への立ち入り、書類の閲覧、複写等の行為をしてはならない。なお、本条は本契約終了後又は本契約を解除された場合も有効とする。

(業務内容および報告義務)

第10条 受注者は、本契約期間中、仕様書に基づき、発注者又は発注者の指定する職員の指示に従って業務を実施するものとする。

2 受注者は、随時に本件業務の処理状況について、発注者に報告しなければならない。

3 受注者は、本件業務の履行中に事故が発生したときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

4 発注者は、受注者に対してこの契約に定める業務の処理状況について随時に調査し、報告を求めることができるとともに、業務の実施について、必要な指示をすることができる。

5 受注者は、前項の調査等に対し、発注者の指示に応じて報告、説明及び資料の提出等を行わなければならない。

(作業員名簿の提出)

第11条 受注者は、この契約に定める委託業務を円滑に実施するため、発注者の認める必要な人員を配置し、業務に従事する全作業員の名簿等を発注者に提出しなければならない。

2 前項の規定により提出した名簿に記載された作業員を変更する場合は、予めその旨を発注者に通知し変更者の名簿を提出しなければならない。

(規律維持)

第 12 条 受注者は本業務処理に従事する作業員の教育指導に万全を期し、風紀、衛生及び作業規律の維持に責任を負うものとする。

(基準に不適合の場合等)

第 13 条 受注者の実施した業務が仕様書に適合しないと発注者が認めるとき（第 18 条の検査に合格した後、1 年以内に発注者が受注者に、受注者の実施した業務が仕様書に適合しない旨を通知したときを含む。）は、受注者に指示し、その業務の手直しその他履行の追完をさせるものとする。この場合の費用は全て受注者の負担とする。

2 発注者は、受注者の作業員について不相当と認めるときは、その理由を明示して、受注者に対しその交替を求めることができる。

3 受注者は、前項の要求を受けたときは、迅速に作業員交代等の適切な処置をとり、書面にて発注者に報告し、発注者の承認を得なければならない。

(器材等に係る費用の負担)

第 14 条 各業務に必要な機械器具等の費用は、仕様書に定めがあるものを除き、受注者の負担とする。

2 発注者は、受注者が業務を遂行するために必要な用水、電力又はガスを受注者に供給するほか、作業員詰所、用具の置場を提供し、いずれも無償とする。この場合において受注者は、これらの使用については、極力節約し、効率的に行うようにしなければならない。

(臨機の措置等)

第 15 条 発注者は、庁舎管理上緊急の措置を要すると認めたときは、受注者に対し所要の措置をとることを求めることができる。この場合において、受注者は、そのとった措置について遅滞なく発注者に報告しなければならない。

2 前項の規定により発注者が求めた措置（本業務の実施上密接に関連するものを除く。）に要した経費のうち、契約金額に含めることが不相当と認められる部分があるときは、その部分につき発注者は受注者と協議をしたうえ、これを負担するものとする。

(履行遅滞)

第 16 条 業務の履行が受注者の責めに帰すべき事由により遅滞したときは、発注者は受注者に対し、当該業務に係る契約金額（履行が可分の契約であるときは、履行遅滞となった部分の契約金額）につき、遅延日数に応じ、遅延利息の支払いを請求することができる。

2 前項の遅延利息の額は、契約を締結した日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項に規定する財務大臣が決定する率で計算した額とする。

(業務実施上の損害賠償等)

第 17 条 受注者は、業務の実施にあたり建物又は各種施設等に損害を与えたときは、その損害が発注者の責めに帰する理由による場合のほか、全て受注者の負担とし、発注者と協議し早急に復旧

等の措置を取らなければならない。

- 2 受注者は、業務実施について第三者に損害を及ぼしたときは、発注者の責めに帰する理由による場合のほか、その賠償の責めを負わなければならない。
- 3 前項の場合、受注者はその第三者に対して、迅速かつ十分に誠意ある対応を取らなければならない。対応後は、発注者にその内容を報告しなければならない。

(業務履行の検査)

- 第 18 条 受注者は、実施した作業内容及び必要な事項を記録し、発注者の検査を受け、その認印を求めなければならない。
- 2 受注者は、前項の検査に合格しないときは、発注者の指示に従い、直ちに必要な修正を行わなければならない。

(業務委託料の支払方法)

- 第 19 条 受注者は、業務完了後直ちに発注者に業務の完了を通知し、業務委託料の支払いを請求するものとする。
- 2 発注者は、前項の請求書が適切と認めたときは、請求書の受理後 30 日以内に代金を受注者に支払うものとする。
 - 3 契約期間中に消費税率が変更された場合は、その税率により算出した消費税及び地方消費税の額に変更し、発注者が負担するものとする。

(発注者の催告による解除権)

- 第 20 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- 一 正当な理由なく、履行に着手すべき期日を過ぎても履行に着手しないとき。
 - 二 正当な理由なく、第 13 条第 1 項の履行の追完がなされないとき。
 - 三 受注者又はその代理人若しくは使用人が正当な理由がなく、発注者の監督又は検査の実施に当たり職員の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。
 - 四 前各号に掲げる場合のほか、受注者がこの契約に基づく義務を履行しないとき。

(発注者の催告によらない解除権)

- 第 21 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- 一 第 4 条の規定に違反し、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき。
 - 二 受注者の債務の全部の履行が不能であるとき。
 - 三 受注者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

四 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

五 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

六 受注者又はその代理人若しくは使用人がこの契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。

七 受注者が第 27 条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

八 暴力団（八尾市暴力団排除条例（平成 25 年八尾市条例第 20 号。以下「条例」という。）第 2 条 1 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（条例第 2 条 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

九 次年度以降において、当該契約に係る発注者の歳出予算が減額又は削除されたとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 22 条 第 20 条各号又は第 21 条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

（暴力団排除における発注者の催告によらない解除権）

第 23 条 発注者は、条例第 8 条第 1 項第 6 号に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が暴力団員又は暴力団密接関係者（条例第 2 条 3 号に規定する暴力団密接関係者をいう。）に該当すると認められた場合には、この契約を解除する。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、1 年当たりの契約額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、第 3 条の規定により契約保証金の納付が行われているときは、発注者は、当該契約保証金をもって前項の違約金に充当することができる。

（発注者の損害賠償請求等）

第 24 条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を受注者に対し請求することができる。

一 第 13 条第 1 項に該当するとき。

二 第 20 条又は第 21 条の規定によりこの契約が解除されたとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、1 年当たりの契約額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 第 20 条又は第 21 条の規定によりこの契約が解除された場合

二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債

務について履行不能となった場合

- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
 - 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
 - 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
 - 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 4 第2項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付があったときは、発注者は、当該契約保証金をもって第1項の違約金に充当することができる。

(談合その他の不正行為の場合における賠償金及び発注者の催告によらない解除権)

第25条 受注者は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、1年当たりの契約額の100分の20に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 公正取引委員会が、受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下本項において同じ。)に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条若しくは第8条の2に規定する排除措置命令(排除措置命令がなされなかった場合にあつては、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)に規定する納付命令)が確定したとき。
 - 二 受注者(受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定に該当し、刑が確定したとき。
- 2 前項の場合において、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合には、その超過分につき発注者が受注者に賠償請求することを妨げるものではない。
 - 3 前2項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は受注者の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払いを請求することができる。この場合において、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して前2項の額を発注者に支払わなければならない。
 - 4 第1項の規定に該当する場合においては、発注者は直ちにこの契約を解除することができる。

(その他の解除)

- 第26条 発注者は、履行期間であっても、本約款の規定に該当する場合のほか、必要があるとき、この契約を解除することができる。
- 2 発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼした場合は、1年当たりの契約額(支払済みの金額を除く。)を限度として、受注者の現実に生じた損害を賠償しなければならない。

(受注者の契約解除権)

第 27 条 受注者は、発注者がこの契約に定める債務を履行しないとき、この契約を解除することができる。この場合、受注者に損害があるときは、受注者はその損害内容に係る証明を行い、1年当たりの契約額(支払済みの金額を除く。)を限度として、受注者の現実に生じた損害の賠償を発注者に請求することができる。

(受注者の損害賠償請求等)

第 28 条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

一 第 27 条の規定によりこの契約が解除されたとき。

二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第 19 条 2 項に規定する日数を超過した場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約を締結した日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項に規定する財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(相殺)

第 29 条 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する保証金返還請求権、契約金額請求権及びその他の債権と相殺することができる。

2 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、受注者は、発注者の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。

(契約終了に伴う措置)

第 30 条 受注者は、この契約が期間満了又は契約解除によって終了した場合において、発注者からの支給材料があるときは、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失し、若しくはき損したとき、又は第 18 条の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

2 受注者は、この契約が期間満了又は契約解除によって終了した場合において、発注者からの貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失し、又はき損したときは、代品を納め、原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

(危険負担)

第 31 条 火災その他不可抗力により引渡し前に生じた作成物の損害は、受注者の負担とする。ただ

し、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者の負担とする。

(契約費用)

第 32 条 契約の締結に要する費用は、全て受注者の負担とする。

(合意管轄裁判所)

第 33 条 発注者と受注者の間で訴訟の必要が生じた場合、発注者の本庁舎所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とする。

(その他)

第 34 条 受注者は本業務にあたり、関係法令及び八尾市の財務に関する諸規定によるほか、別に定める特約条項を遵守する。

2 この契約に定めのない事項、契約条項に疑義を生じたとき又は仕様書の軽微な変更は必要に応じて発注者受注者が協議して定めるものとする。

特約条項(業務)

(談合その他の不正行為の場合における賠償金及び発注者の催告によらない解除権)

第1条 受注者は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、八尾市（以下「発注者」という。）がこの契約を解除するか否かを問わず、業務委託料の10分の2に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。

(1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条若しくは第8条の2に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあっては、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）に規定する納付命令）が確定したとき。

(2) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定に該当し、刑が確定したとき。

2 前項の場合において、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合には、その超過分につき発注者が受注者に賠償請求することを妨げるものではない。

3 第1項の規定に該当する場合においては、発注者はこの契約を解除することができる。

(暴力団排除における発注者の催告によらない解除権)

第2条 発注者は、八尾市暴力団排除条例（平成25年八尾市条例第20号。以下「暴力団排除条例」という。）第8条第1項第6号に基づき、受注者が暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められた場合には、この契約を解除する。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供がおこなわれているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

(下請負人等の使用制限)

第3条 業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとする場合において、受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する者及び八尾市入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者並びに八尾市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等排除措置を受けている者を下請負人等としてはならない。

2 発注者は、暴力団排除条例第8条第1項第7号に基づき、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、この契約を解除する。

3 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

(誓約書の提出)

第3条の2 受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を、発注者に提出しなければならない。ただし、八尾市財務規則（昭和39年八尾市規則第33号）第119条第1項第1号の規定により契約書の作成を省略する場合はこの限りでない。